

賃 貸 借 仕 様 書

1 件名

パソコン用サブモニタ賃貸借

2 目的

情報セキュリティを実現するための3層分離や、令和5年度に導入した電子決裁を行うための財務文書管理システムの導入により、いくつかの部署では1台のモニタでは操作性が悪く、業務が非効率になっています。本件は、パソコン用サブモニタを調達し、5年間のリース契約を締結するものです。

3 賃貸借物件一覧

物件については、中古品であってはならない。

・サブモニタ（DELL P2422H 23.8 インチモニタ） 数量：60 台

4 賃貸借期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日（60ヶ月）

5 納品場所

志免町役場本庁舎

6 業務内容

(1) 設置

- ・本町と協議の上、調達機器等を令和6年7月31日までに納入すること。
- ・必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等及び各製品に付属のマニュアル（日本語版）一式も併せて納入すること。

(2) 保守

- ・メーカーの標準サポートがある場合は、サポートをつけること。

7 見積方法

(1) 納品等にかかる費用を含めた物件費用から月額リース料（税抜）を算出すること。

月額リース料（税抜）は、消費税額に1円未満の端数が出ないように調整すること。

(2) 入札金額には、月額リース料に60を乗じた金額（賃貸借期間におけるリース料総額、税抜）を記載すること。

(3) 固定資産税は非課税のため、リース料に含めないこと。

(4) 物件について、動産総合保険に加入し、保険料はリース料に含めること。また、新価特約は付帯しないものとする。

8 契約方法

- (1) 志免町と受託者との2社契約とする。
- (2) 地方自治法第243条の3の規定による長期継続契約とする。
- (3) リース期間終了後、賃貸借物件の所有権については無償で本町に帰属するものとする。

9 支払方法

入札価格に100分の110を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。

10 その他

- (1) 設置にあたっては、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を明確化し、本町の承認を得た上で進めること。
- (2) 設置が完了するまでは、連絡調整のための協議を定期的に行い、進捗状況及び成果について、本町に報告すること。後日報告内容の提出を求められることがある。
- (3) 設置及び保守にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- (4) 設置に必要な資料があった場合は、本町から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- (5) 設置中に発生した事故に対する一切の責任は受託者が負うものとし、その状況を速やかに本町に報告すること。
- (6) 物件に不備があった場合、たとえ設置完了後であっても受託者の責任で速やかに改善すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大等による、不測の事態が発生し納期の遅延の恐れがある場合、本町と協議し、相当であり受注者の責めに帰すことができないと認められる場合には、指名停止等の処分、賠償請求や違約金等なく、契約期間変更の協議をするものとする。
- (8) その他、設置及び保守にあたり明記されていない事項や疑義が生じた場合は、本町と協議のうえに対処方法を決定すること。